

青原立第196号
令和8年8月27日

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久 殿
奥村 榮 殿
古村 一雄 殿

青森県知事 宮下 宗一郎



公開質問状に対する回答について

2026年7月17日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答します。

核のゴミから未来を守る青森県民の会への回答

(1) 高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守らせることについて

- ① 国は、最終処分場開始時期は国の責任であることを明言していることから2045年4月までに最終処分場が開始できない場合は、国として処分場以外の搬出に責任を果たすよう、知事は国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。
- ② 国は、最終処分場開始時期を「早期」と具体的に説明していないが、知事として具体的な時期を公表するよう国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定において規定されているほか、各電力会社からの確約や国の指導が示されています。

2 県としては、国・事業者においては、プロセスを含め責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

- ③ 国は、最終処分場開始まで必要な年数とされている「30年程度」を「目安」としているが、これでは2045年4月に間に合わないこともあり得ると考える。

知事は、国から「間に合う」と説明されているのか「間に合わないこともあり得る」と説明されているのか、知事に対する国の説明とこれに対する知事の見解と対応について伺いたい。

答1 高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定において規定されているほか、各電力会社からの確約や国の指導が示されています。

2 このことについては、令和6年12月の核燃料サイクル協議会においても、国及び事業者から高レベル放射性廃棄物の貯蔵期限に言及の上で、当時の林内閣官房長官及び武藤経済産業大臣からは「国として事業者を指導していく」旨の回答が、また、当時の林電気事業連合会会長からは「搬出期限を遵守する」旨の発言があったところであり、国・事業者には責任ある対応を取っていただきたいと考えています。

(1) 高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守らせることについて

- ④ 国及び、NUMOが行っている全国説明会や小笠原村と玄海町でおこなった説明会で、最終処分場開始時期について、どのような説明をしているのか、国の説明内容及びこれに対する知事の見解と対応について伺いたい。
- ⑤ また、上記説明会等で、青森県六ヶ所村の一時貯蔵施設から、2045年4月までに最終処分場に搬出するとの約束を青森県と交わしていることを説明して「いるのか」「いないのか」についてどのように説明しているか、国の説明内容及びこれに対する知事の見解と対応について伺いたい。

答 当該説明会については、国及びNUMOが実施主体であり、説明責任を果たしていただきたいと考えています。

- ⑥ 電気事業連合会が2023年8月から搬出時期の約束を守ることについて検討しているにもかかわらず、検討内容について公表していないのは不誠実であり、県に説明されているのであれば、検討内容を伺いたい。
公表できないのであれば、その理由及び公表の時期について伺いたい。

答1 当該検討内容について、県は説明を受けていません。

- 2 なお、去る6月18日に開催された使用済燃料対策推進協議会において、電気事業連合会の森会長からは
- 青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限を確実に守るため、搬出施設や輸送容器、加えてその後に関わる対応についても引き続き検討を進める旨、また赤澤経済産業大臣からは
 - 報告のあった対応について、具体化に向けた対応の検討の加速を願いたい旨、それぞれ発言がありました。

(2) むつ中間貯蔵施設について

- ① 県は、中間貯蔵施設への搬入にあたっては毎年度、中間貯蔵事業及び再処理事業に係る実施環境を確認するとしているが、2024年、2025年、2026年度に事業者と国から報告を受けた計画、事業内容及び県が行った検討、検証内容について伺いたい。

答 県では、実施環境の確認に当たり、

○使用済燃料中間貯蔵事業の安全管理の状況や以降の使用済燃料受入計画

○中間貯蔵事業の前提となる再処理事業の審査の対応状況や以降の再処理計画

○原子力・核燃料サイクルの推進状況

などについて、国や事業者のそれぞれがしっかりと取り組まれているかどうか、取組の状況を確認しました。

- ② 知事は、現時点で2026年度の搬入の判断を保留しているが、どのような環境になったら搬入を認めるのか具体的に示していただきたい。

答1 知事は、7月3日、資源エネルギー庁幹部との面談の中で、

○県が求めているのは、再処理工場がいつしゅん工できるのかという、実現性の高い工程が示されることが大事で、この工程が示されることが、ある意味実施環境を確認するために必要だと考えている

旨、発言しています。

2 いずれにしても、こうしたことを踏まえ、改めて県として確認することになります。

(2) むつ中間貯蔵施設について

③ 2025年7月に公表された中長期計画のその後の検討状況とその内容について伺いたい。また、最終報告の時期について伺いたい。

答 令和7年12月19日に事業者から報告があり、

○7月7日の報告後、検討を重ね、4500トンまでは使用済燃料を搬入できるとの判断に至ったが、立地要請時に示した5000トンには達しない蓋然性が高い

○一方、むつ市長及び市議会から5000トンの実現を求める意見を多数いただいたこと、事業運営上も5000トンを前提で検討してきたこともあり、立地当事者として責任を果たすため5000トン実現を目指したい

○エネルギー基本計画でも事業者間連携が明記されている

○こうしたことから、引き続き5000トンの実現を目指す中で、他電力に声掛けし、事業者間連携を行うことも含め、検討を進めたい

○むつ市に説明を尽くし、理解が得られれば、改めて県にも相談したい旨の報告がありました。

④ 搬入計画の4,500トンの内訳を電力会社、原発毎に伺いたい。

答 事業者から詳細な説明を受けておらず、承知していない。

⑤ 2棟目の建設計画について伺いたい。

答 事業者から詳細な説明を受けておらず、承知していない。

(2) むつ中間貯蔵施設について

- ⑥ 2025年1月時点の東京電力柏崎刈羽原発の運転年数は30年から39年が5基、27年、28年が各1基で、日本原電は37年、46年が各1基で、原発運転可能年数を最長60年とすれば、両電力会社に40年後に運転可能な原発計画は存在しない。

中長期計画では、40年後の2064年から中間貯蔵施設から六ヶ所再処理工場に搬出するとしているが、両社の原発が存在しなければ、再処理する必要なく中間貯蔵施設から搬出されないか、搬出されても六ヶ所再処理工場で再処理されずに長期貯蔵される可能性が高いと考え、以下伺います。

- ㊤ 上記について、県はどのような説明を受けているのか、その内容及びこれに対する知事の見解と対応について。また、受けていないとすれば説明を求めるべきと考えるかどうか。

- ㊥ 将来、再処理が必要とするなら、両社の原発の新規、建て替え計画についてどのような説明を受けているのか。また、新規、建て替え計画がなければ、再処理する必要がないと考えるかどうか。

- ㊦ 現時点での両社の原発は、福島原発事故等により廃炉、老朽化が進み、2005年7月時点から大幅に減少し、中間貯蔵せずに、直接六ヶ所再処理工場に搬出できることから、両社に説明を求めるべきと考えるかどうか。

答1 東京電力ホールディングス株式会社によると、

○当社としては、原子燃料サイクルの推進という国の基本的方針のもと、立地地域の皆さまからの信頼回復に努めること、及び確実なプルトニウム消費を基本に、自社のいずれかの原子炉でプルサーマルを実施する方針である

○また、一部のプルトニウムは大間原子力発電所への供給による利用も想定している

○これらにより、使用済燃料を再処理工場に搬入し、プルトニウムを利用していく原子燃料サイクルの環を、しっかりと実現していくとのことです。

2 また、日本原子力発電株式会社によると、

○当社としては、原子燃料サイクルの推進という国の基本的方針のもと、自社で保有するプルトニウムを自社の責任で利用するという考えに変わりはない

○プルサーマルの実施に向け、地域の皆様の御理解を得られるよう進めていくとのことです。

(2) むつ中間貯蔵施設について

- ⑦ 東京電力及び日本原電の2026年2月時点のプルトニウム保有量は、東京電力が約13.5トンで、日本原電が約5.0トンである。

また、両社の使用済核燃料貯蔵量は、東京電力が7,040トンで、日本原電が1,180トンで、仮に再処理すれば、プルトニウム量は、東京電力が約58トン、日本原電が9.7トン増える。合計するとプルトニウム量は、東京電力が約71.5トンで、日本原電が約14.7トンとなる。

両社のプルトニウム利用計画では、東京電力(2010年3月公表)は3～4基のプルサーマル原発でプルトニウム利用が年間約0.9トン～1.6トンで、日本原電(2026年2月公表)は2基のプルサーマル原発で年間約0.8トンとなっている。

このことから、推計すると両社のプルトニウムが全て利用されるには、東京電力は最短で約44年、最長で約79年、日本原電は約18年必要とされる。

しかし、この前提は、東京電力及び日本原電のプルサーマル原発が計画どおり運転され、プルトニウムが計画どおり利用されることであって、その保証はない。しかも両社の原発計画では、東京電力が79年後は勿論、44年後の運転計画はゼロで、日本原電は14年後に1基、23年後にはゼロになり、両社のプルトニウム利用計画は実現不可能で、プルトニウムが余剰となるのは明らかである。以下伺います。

- ㊦ 東京電力が2010年以降プルトニウム利用計画を策定していない理由及び今後の策定期間について。
- ㊧ 上記のように、両社のプルトニウム利用計画では、プルトニウムが余剰となることが予想されるが、知事はどのような説明を受けているのか。また、上記のように長期的にプルトニウム利用計画の説明を受けていないとすれば、知事は両社に説明を求めるべきと考えるかどうか。
- ㊨ 前述のように、2064年から2090年代初頭以降のプルトニウム利用計画が進まなければ、再処理されず、むつ市の中間貯蔵施設から搬出されないか、搬出されても六ヶ所再処理工場で再処理されず、長期貯蔵される可能性が高いと考えるが、知事の見解と対応について。
- ㊩ 2064年から2090年代初頭までに両社で発生する使用済核燃料の発生見込量を両社に説明を求めるべきと考えるかどうか。

答１ エネルギー資源に乏しい我が国は、一貫して原子力発電及び核燃料サイクルの推進を基本政策としており、これは第７次エネルギー基本計画においても示されているところです。

２ また、令和６年１２月開催の核燃料サイクル協議会において、プルサーマルの推進など、核燃料サイクルの環の確立に向けた国・事業者の取組方針について確認したところ、経済産業大臣から、

○プルサーマルについては、電気事業連合会が示している計画も踏まえ、国も事業者と連携し、一層の推進を図っていく
旨の発言がありました。

また、科学技術政策担当大臣からは、

○我が国は「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持しつつ、核燃料サイクルを推進することとしている

○今後とも、プルトニウムの適切な管理と利用が行われるとともに、サイクルの環の確立がなされるよう引き続き着実に取り組んでいく

旨の発言がありました。

３ 県としては、国・事業者において、まずは、核燃料サイクルの環の確立、そして安定操業、さらには長期利用に向けて、着実に取り組んでいただきたいと思います。

（２）むつ中間貯蔵施設について

⑧ ハケ所再処理工場は、建設着工から３３年経っても竣工できず、仮に２０２６年度末に竣工しても、それから２０９０年代以降も安全に安定的に操業できる保証はなく、ハケ所再処理工場の第２再処理工場の計画もない。

国、事業者は「発生した使用済核燃料は、国の政策に基づき順次再処理を行うなら」としていることから、以下伺います。

㊦ 同工場のいわゆるレッドセル施設、設備を含め、経年劣化対策、メンテナンス等を行い、同工場の操業期間をいつまでと見込んでいるのか。また、２０９０年度代初頭以降も操業できると考えているのか、国及び事業者の計画と説明について。

答 日本原燃株式会社によると、六ヶ所再処理工場について、

○具体的な操業年数について法令上の取り決めはない

○点検計画等を定め、計画的に保全や設備更新を行うことで、健全な状態に保てるよう維持管理に努める

○点検計画や保全の内容は、点検結果を確認し、これまでの保全が有効であったか評価し、より適切なものに見直していく

○設備の健全性については、毎年の定期事業者検査において確認し、その結果について、原子力規制庁の確認を受ける

○このように適切に設備の維持管理を行っていくことで、安全を確保し、再処理工場をできるだけ長く利用していくことは可能であると考えているとのことです。

(2) むつ中間貯蔵施設について

⑧① 2090年代初頭以降も再処理が確実に行われるためには、プルトニウムを利用する原発計画が必須要件であるが、現時点では、そのような原発計画が存在しない。

県は、上記計画を国、事業者に求めるべきと考えるがどうか。

㊦ 上記⑧①の計画と説明が無ければ、むつ中間貯蔵施設から2064年以降2090年代初頭までに搬出される根拠と再処理工場で再処理される根拠がないと考えるがどうか。

㊧ 従って、そのような状況では、2026年度は勿論、今後の搬入を容認すべきでないとするがどうか。

答1 エネルギー資源に乏しい我が国は、一貫して原子力発電及び核燃料サイクルの推進を基本政策としており、これは第7次エネルギー基本計画においても示されているところです。

2 また、去る7月31日に原子力関係閣僚会議において改定された、「今後の原子力政策の方向性と行動指針」においては、原子力発電の今後の見通しについて、

○2040年代までに約220万kW～550万kW（約2基～5基）

○2050年代までに約1270万kW～1,600万kW（約11基～14基）

が提示されたところです。

- 3 県としては、国・事業者において、まずは、核燃料サイクルの環の確立、そして安定操業、さらには長期利用に向けて、着実に取り組んでいただきたいと考えています。

(3) 六ヶ所再処理工場竣工について

- ① 国が同工場の審査、検査などの残る工程の進捗管理することに至った経緯及びその具体的内容について伺いたい。

答1 去る6月18日の使用済燃料対策推進協議会において、赤澤経済産業大臣より、
○官民一体で総力を挙げて、六ヶ所再処理工場を確実にしゅん工させるべく、補正申請作業や保安規定、検査といった次のステップに対応する形で、国として、進捗管理を行う
旨の発言がありました。

- 2 その後7月3日、資源エネルギー庁が六ヶ所再処理工場のしゅん工に向けた官民の取組及びその進捗について知事へ報告した際には、
○今後とも、国としてしゅん工に向けた工程全体を進捗管理し、人材確保の調整を機動的におこなっていきたい
旨、さらに、7月9日の使用済燃料対策推進協議会幹事会において、
○国として責任を持って進捗管理を行っていく
旨、説明がされています。

- 3 具体的には、同幹事会において、これまで以上の頻度で使用済燃料対策推進協議会幹事会を開催し、進捗確認と対応の協議を行うこと、日本原燃は、今後の補正申請作業等の各ステップについて、規制当局とも認識を共有し、進捗を可視化し管理する方法を構築し提示すること等について言及がされているところです。

(3) 六ヶ所再処理工場竣工について

- ② 原子力施設の審査は原子力規制委員会が行っているが、規制委員会の独立性、自主性、主体性が失われていることを懸念するが、規制委員会との関連性について伺いたい。

答 原子力規制委員会は国家行政組織法第3条2項に基づいて平成24年に設置された、いわゆる「三条委員会」です。三条委員会は「庁」と同格の独立した行政組織とみなされており、強い独立性と中立性が法的に保障されていると認識しています。

- ③ 再処理工場以外の原子力施設の進捗管理を国が行うのか、行わないのか、その理由も含めて伺いたい。

答1 県としては承知していません。

- ④ 2007年9月7日、日本原燃公表のアクティブ試験計画書には、第5ステップで工場全体の安全機能及び運転性能の確認として「高レベル廃液ガラス固化設備の処理能力確認試験」項目があります。

2020年8月23日、日本原燃公表「六ヶ所再処理工場の概要」には、「アクティブ試験でガラス固化試験（使用前検査）を行い、新規規制基準適合性検査」を終了し、アクティブ試験終了後に竣工し、安全協定締結、操業運転とあります。

そこで以下伺います。

- ㊶ 現在、日本原燃が計画している、ガラス固化熔融炉検査を模擬液体を使用し、竣工後に高レベル廃液を使用する計画に変更したのは安全性軽視でスケジュール優先と考えるが、日本原燃が変更しようとする理由について。
- ㊷ 知事は、国及び日本原燃に対して、竣工前に高レベル廃液を使用してガラス固化熔融炉検査を行うよう求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 日本原燃株式会社によると、

○技術基準では、閉じ込め機能として「漏えいし難い構造であること」が要求されており、模擬廃液でも実廃液でも漏えいの観点では同等の結果となるが、模擬廃液を用いたほうが、炉の構造材等へ染み込む長さが長くなり、より厳しい条件での検査となることから模擬廃液で安全機能の確認を行う方が保守性が高まるものと判断したとのことです。

2 なお、実廃液を用いた処理能力の確認時期については、現在検討中であるとのことです。

(3) 六ヶ所再処理工場竣工について

④① アクティブ試験が終了する時期及び試験報告書が国に提出され、国がそれを評価、公表するスケジュールと時期について。

答 日本原燃株式会社によると、アクティブ試験の終了の時期については、規制当局とのガラス溶融炉等に関する協議結果を踏まえて、今後、協議していくとのことです。

④② 竣工後に高レベル廃液を使用して、ガラス固化溶融炉を運転してトラブル及び事故が発生した場合の責任の所在及び対応について。

答 施設内でのトラブル、事故については事業者が責任をもって対処すべきであると考えます。

(3) 六ヶ所再処理工場竣工について

- ④㊴ 再処理工場操業に関する安全協定締結時期は竣工前なのか後なのかその時期とその理由について。

答 六ヶ所再処理工場については現在設工認の審査中であり、安全協定締結に係る時期等についてお答えできる段階にありませんが、操業開始前までには安全協定を締結する必要があると考えています。

- ⑤ 日本原燃の設計、工事計画審査書類作成に電気事業連合会や各電力会社等から人材支援が本年3月以降30人が増員されているが、これまでの総支援人員数及び支援業務内容について。

答 日本原燃株式会社によると、
○電力会社からの支援者は、これまで設工認の審査、工事管理、検査等の経験豊富な方々、常時90～100名程度を派遣いただいていた
○6月8日の審査会合に向け、3月からは集中的に30名程度を追加派遣いただいた
とのことです。

- ⑥ 竣工後の本格操業時に、審査、計画書類作成の重要な役割を担った電力会社等から支援された方が、各々の職場に復帰し、再処理工場の実際業務に関わらなければ、事故やトラブル発生時に迅速かつ適切に対応できないと考えるが、知事の見解と対応について。

答 日本原燃株式会社によると、設工認の説明では、日本原燃のプロパー社員である現場責任者が現場や設計をしっかりと理解し、その現場責任者が今後現場を管理していくことから、日本原燃のプロパー社員で適切に対応できるとのことです。